

■収納通知サービスを行う者の承認基準

- 1 各導入方式によって、ゆうちょダイレクト規定、ゆうちょ Pay-easy サービス A T M 利用規定又はスマートフォンアプリ利用規定に規定するゆうちょ Pay-easy サービスを利用することができること。また、ダイレクト方式については、申請書掲載の約定に基づき利用することができること。
- 2 送受信機能付設備を管理する者が定められ、安全管理がなされていること。
- 3 収納業務を行う者が、次のとおりであること。
 - (1) ゆうちょ銀行が定めるゆうちょ Pay-easy サービス A T M 利用規定、ゆうちょダイレクト規定及びスマートフォンアプリ利用規定に規定するゆうちょ Pay-easy サービスを請求する者が、ゆうちょ Pay-easy サービスの取扱いを受けて、払込金又は振替金を払い込む場合等に当該払込金又は振替金を受領すべき者であること。
 - (2) 経営基盤が安定しており、収納通知サービスの恒常的な利用が見込まれること。
 - (3) 収納通知サービスの実施によりゆうちょ銀行の事業の信用を害するおそれのないこと。